

一般社団法人日本民俗建築学会会則

第1条 本会は、一般社団法人日本民俗建築学会と称し、事務所を東京におく。

第2条 本会は、ひろく民俗建築に関する学術文化の向上と普及発展に寄与し、あわせて
会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 機関誌および図書の発行
- 2 年1回大会の開催および適宜例会の開催
- 3 民俗建築学に関する研究調査
- 4 学会賞授与に関する事業
- 5 その他目的を達するために必要な事業

第4条 本会の目的に賛同し、理事会の承認を得た者を会員とする。

会員は、正会員、名誉会員、賛助会員および学生会員とする。

第5条 会員は所定の入会金および年会費を納入するものとする。

会員の会費は別に定めるところによる。

第6条 会員は、機関誌の配付を受け、本会の行事に参加することができる。

第7条 本会は、毎年1回定期総会を開く。ただし、必要ある時に臨時総会を開くことができる。

- 1 事業報告、会計報告
- 2 次年度の事業計画並びに予算の審議
- 3 役員を選任

第8条 本会には次の役員をおく。

- 1 会 長 1名
- 2 副会長 1名
- 3 理 事 25名以内
- 4 監 事 2名以内
- 5 評議員 若干名

役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。なお、欠員補充のため選任された役員
の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 本会に名誉会長および顧問若干名をおくことができる。

顧問は評議員会の意見を聞き理事会の決議により会長が委嘱する。

第 10 条 理事は、理事会の議決によって会務を執行する。

2 理事は、別に定める手続きを経て総会で選任され、理事の互選により理事長を選出する。

3 理事会は、会長及び副会長と理事によって構成し、本会の目的を達成するための諸事項を審議、議決する。

4 理事会は、理事長が召集し、毎年 1 回以上開催する。

5 理事会は、会務を執行するために各担当理事を選出し、会務担当会議を構成する。これには理事会が依頼した会員を含む。

6 同一会務の担当は特別な場合を除き連続して 3 期までとする。

第 11 条 評議員は、理事会が会員中から選び、総会の承認を経て委嘱し、会務執行の相談にのる。

第 12 条 会長および副会長は、別に定める手続きを経て選任される。

2 会長は、本会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、また、必要に応じて会長業務を代行する。

第 13 条 監事は、総会において選任され、会計および執務状況の監査にあたる。

第 14 条 本会は事業の執行上必要に応じて委員会を設けることができる。

委員の委嘱および解嘱は理事会の議を経て会長がこれを行う。

第 15 条 会員 10 名以上の地方には、理事会の承認を得て支部を設けることができる。

支部の会則は別に定める。

第 16 条 本会の会計年度は 4 月から翌年 3 月 31 日までとする。

昭和 25 年 3 月 1 日制定

昭和 49 年 5 月 4 日改定

昭和 53 年 7 月 1 日改定

昭和 57 年 6 月 5 日改定

昭和 63 年 6 月 18 日改定

平成 6 年 6 月 4 日改定

平成 9 年 5 月 24 日改定

平成 15 年 5 月 24 日改定

平成 16 年 5 月 22 日改定

平成 17 年 5 月 28 日改定

平成 20 年 5 月 24 日改定

平成 21 年 5 月 23 日改定

平成 28 年 5 月 28 日改定